

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認 (様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		4 (要望事項欄)						
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
z1100020	特定債権法の廃止または発展的改正	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則 特定債権等譲渡業者及び小口債券販売業者の許可及び監督に関する命令、等	特定債権等 (リース・クレジット債権等) の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、對抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債券販売業者の許可、行為規制等を行っている。	発展的改正に関しては一部、a：全国規模で対応し、それ以外については、b：全国規模で検討	：法律の当を要するもの ：令の当を要するもの ：省令の当を要するもの ：訓令の当を要するもの ：告示の当を要するもの ：省令の当を要するもの ：訓令の当を要するもの	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、手続の簡素化の観点等から平成14年度において施行規則通達の見直しを行ったところ。平成15年6月にとりまとめられた産業構造審議会産業金融部会の中間報告を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	回答では、「必要性、在り方については引き続き検討を行う」とされているが、実施される内容について可能な限り具体的に示されたい。上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	発展的改正に関しては一部、a：全国規模で対応し、それ以外については、b：全国規模で検討	a：全国規模で対応し、それ以外については、b：全国規模で検討	特定債権法の廃止または発展的改正について検討し、結論を得て、平成15年度OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a	1	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、その在り方について見直しを行い、措置する。(平成15年度中目途)	5008	5008010	オリックス㈱	1	特定債権法の廃止または発展的改正		特定債権等に係る事業の規制に関する法律 (以下、特償法という。) については廃止するか、特償法に拠らない特定債権の流動化も認められる制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正すること。 「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。 譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。 各種届出 (数回 / 年 x 2通) を廃止すること。 仕組規制を撤廃すること。 特定投資家以外の投資家に対する譲渡制限・小口債権の転売制限を撤廃すること。	経済産業省 金融庁	
															5034	5034020	(社)リース事業協会	2	特定債権法の廃止または発展的改正		・特定債権法 (以下、「特償法」という。) については廃止するか、特償法に拠らない特定債権の流動化も認められる制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正すること。 「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。 譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。 各種届出 (数回 / 年 x 2通) を廃止すること。 仕組規制を撤廃すること。 特定投資家以外の投資家に対する譲渡制限・小口債権の転売制限を撤廃すること。	経済産業省 金融庁
															5102	5102410	(社)日本経済団体連合会	41	特償法の廃止		特償法を廃止すべきである。その上で、現在の特定債権の範囲にとらわれない新たな債権流動化のスキームを構築し、債権譲渡の公告制度、投資家保護のための措置などを整備する必要がある。	経済産業省 金融庁

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		4 (要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100030	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条 商品投資販売業者の業務に関する命令第4条	商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b		商品投資契約等が成立した場合にその契約内容が不明確であると、後日当事者間に契約内容を巡るトラブルが生ずるおそれがあるため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。このような趣旨に照らせば、契約締結時交付書面を撤廃することは顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難。ただし、契約前交付書面と契約成立時交付書面の内容及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。		書面記載内容の簡素化については、契約成立前・成立時各々の交付の趣旨に照らしつつ、可能な限り重複を避ける方向で平成15年度中に結論を得るとともに、平成16年度に速やかに実施してもらいたい。併せて、以下の点を明らかにしてもらいたい。 成立前・成立時各々の書面交付の趣旨をその違いも含め、明らかにすること。 現時点での関係省庁間での検討状況、検討に当たっての論点等について示すこと。	b		契約成立時交付書面 (17条書面) とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。 また、契約成立前交付書面 (16条書面) とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容 (商品ファンドの概要) を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。 上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えられている。 よって、契約成立時交付書面 (17条書面) を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。 ただし、契約成立前交付書面と契約成立時交付書面の内容及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。 なお、16条書面と17条書面の内容及び重複する部分がある理由で直ちに省略することは、その趣旨が異なることから適当ではなく、省略するか否かは、投資家と販売業者との権利義務に関わる重要度等によって、判断すべきと考えている。	商品ファンドに係る契約成立時書面の記載内容の簡素化について検討し、結論を得て、平成15年度もしくは16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b	契約成立前交付書面と契約成立時交付書面の内容及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5008	5008162	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	2. 契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省		
												商品ファンドに係る契約成立時書面の記載内容の簡素化について検討し、結論を得て、平成15年度もしくは16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b		契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
																		(社)日本商品投資販売業者協会	5	17条書面 (契約成立時交付書面) の記載内容の簡略化もしくは撤廃	現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なくその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面 (契約成立時交付書面) の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z1100040	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条 商品投資販売業者の業務に関する命令第6条	商品投資販売業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない	b		商品投資販売業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書類の顧客への閲覧を義務付けているのは、投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容 (運用状況等) や販売業者の経営状況を把握することは、投資家の自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なためである。現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっており、このような商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。		回答においては「15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る」とあるが、現時点での関係省庁間での検討状況はどうなっているのか。 平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっており、このような商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。	いわゆる私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外について、検討し、結論を得て、平成15年度もしくは16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b		商品ファンドに関する書類については、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっており、閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5008	5008163	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	3. 商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよい措置することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省		
																		(社)リース事業協会	57.3	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよい措置することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)				(再回答欄)			(当室記入欄)		(最終回答欄)			4 (要望事項欄)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z1100100	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律		a		経済産業省において、制定(平成10年)時以降順次拡充してきた中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律について、中小企業要件や未公開企業要件を撤廃して投資対象企業を一般化するとともに、投資対象事業の内容をさらに拡充し、より一般的な投資ファンド法制を整備する予定。						措置の内容、実施時期について、明確にされた。	a	中小企業等投資事業有限責任組合に関する法律における投資組合の投資対象事業者や投資対象事業の拡大等の見直しを行い、所要の法案を提出する。(遅くとも次期通常国会に所要の法案を提出)	5008	5008200	オリックス㈱	20.1	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大		昨年度の規制改革要望において、末尾の理由により要望した。これに対し法務省は、つぎのとおり回答した。 「民法は、あくまでも典型契約としての組合について規定しているに過ぎず、強行法規ではないことから、契約自由の原則にしたがって、民法に規定する組合とは別の無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ること、現行法上も可能である。」契約自由の原則により現行法上可能であるということはそのとおりであるが、そもそも、こうした契約ができないから法律によってできるようにしてほしいということを要望しているものではない。法務省回答は非常に残念な回答である。 「中小企業等有限責任組合法」を制定することが何故必要であったか、その問題を理解すれば、その問題は中小企業等投資の場合のみが生じる問題ではないことは明らかではないだろうか。こうした点については、同法の立法時に刊行された通商産業省中小企業庁振興課編「投資事業有限責任組合法」(財団法人通商産業調査会)の記述(P.9-10)、同書掲載の資料である「ベンチャー企業への資金供給円滑化研究会報告書」の記述(P.215-229)を参照されたい。 問題はいろいろあるだろうが、同法のような法律がなく法務省がどのように契約によって有限責任組合とした場合を考えると、第三者との関係において有限責任組合員は有限責任に留まることが担保されるかという問題である。この点を同法は、組合の名称中の「有限責任組合」なる文字使用規制、登記制度を与えること等によって、予見可能性を確保して第三者を保護し、有限責任組合員の責任の有限性を担保しているものと解される。こうした措置もなく、契約によって有限責任を約束すればよいという考え方で、投資家の投資を導くということこそ問題なのではないか、心あるアレンジャーがこれに躊躇を覚えても当然ではないのか。このような考え方は、古い民法が想定している近しい者間の契約という範囲を超えることはできないであろう。	法務省 経済産業省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			4 (要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
																						投資というのは、いろいろな規模、対象物等がある。投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。重厚な有価証券の組成もあり、中間的なものも必要である。そうして考えた場合に、我が国にはリミテッド・パートナーシップ法に当たる法律がないかと思うと、平成10年に制定されているが、対象が限定されてしまっているということである。しかし、そもそも、ピークルの法制に何ゆえ、対象を限定する必要があるのだろうか。上記の研究会報告書には「新しい形態の本組合が濫用されることにより投資家や組合の債権者を害することは当然あつてはならないことから、法制化による法的保護が与えられる組合の目的、事業範囲を適正に設定する必要があり、この点についての検討もなされるべきである」(上記書籍P.215)としているが、投資家や債権者に法的保護を与えるための法制が濫用されると投資家や債権者を害するというのは、理解に苦しみ、論理矛盾ではないだろうか。米国においてはこのような制限はないことも考慮すべきである。(要するに、かかる制限が付されたのは、通産省が同法を企画、立案したもので、また管轄するためかかる制限が必要であった、かかる制限がなければ法務省法案となって日の目を見なかった、という縦割り論の帰結と解すれば理解できる。)	
																5034	5034220	(社)リース事業協会	22	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大		・今後の我が国の経済を活性化させるうえで重要なことは、リスクマネーが投資に向かって動くことである。そのために、投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要である。「中小企業等投資事業有限責任組合法」から「中小企業等」を削除して、リミテッド・パートナーシップ法を整備することを要望する。 (以下「その他」欄に続く)	法務省 経済産業省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			4 (要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100110	消火設備内の高圧ガスに対する貯蔵規制の適用除外	高圧ガス保安法第15条、第16条、第17条の2	高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つなければならぬ(第15条)。 不活性ガスの貯蔵の場合、容積3000m3以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない(第16条)。 容積3000m3以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所(以下「第二種貯蔵所」という。)においてしなければならない(第17条の2)。	C		高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止し公共の安全を確保するという観点から、各種許可等や適合させるべき技術基準等について定め、必要最小限の規制を行っているところである。 一方、消防法は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するという観点から、各種の規制を行っており、必ずしも両者において、全く同様の趣旨で、かつ、同様の方法による規制を行っているとは言えない。例えば、消防法においては、消火器の容器製造に関する高圧ガス保安法の観点からの技術基準が設けられておらず、保安距離についての規定が存在しないという事例もあるように、必ずしも高圧ガスによる災害を防止するという観点からの保安の確保のための措置が遺漏なく盛り込まれているとは言えない。 したがって、高圧ガスを用いている消火器について、要望にあるように適用除外とした場合、その高圧ガスによる災害を防止するための措置が十分でないことから、引き続き高圧ガス保安法の適用を受ける必要があると考える。		C		「については、消防法と高圧ガス保安法における検査・点検内容を統合するなど、保安規制の一本化を図ることにより実施可能と考えられ」とのご見解であるが、高圧ガス保安法及び消防法については、必ずしも両者において、全く同様の趣旨で、かつ、同様の方法による規制を行っているとは言えないことから、一本化することは困難である。 「については、最近における不活性ガスを使用した消火設備の急速な普及状況や技術動向を踏まえ、安全上問題がない場合については、高圧ガス保安法における保安規制の対象外とすることにより実施可能と考えられる」とのご見解であるが、高圧ガス保安法の適用除外とした場合、消火設備内の高圧ガスによる災害を防止するための措置が十分でないことから、引き続き高圧ガス保安法の適用を受ける必要があると考える。	要望提出者から、下記意見の照会があることから、この点について見解を示されたい。 (意見内容)消火の目的で容器により貯蔵するときは、高圧ガス保安法第17条の2に規定する「第2種貯蔵所」からの適用除外を希望する。	C		「消防の法律、基準類は高圧ガス保安法の規制内容を取り込んだものとなっている」とのご指摘であるが、消防法は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するという観点から各種の規制を行っているものであり、消火設備内の高圧ガスによる災害防止は消防法の対象としていない。例えば、消防法においては、消火器の容器製造に関する高圧ガス保安法の観点からの技術基準が設けられておらず、保安距離についての規定が存在しない。 したがって、高圧ガスを用いている消火器については、高圧ガスによる災害防止のため、高圧ガス保安法の適用を受ける必要があると考える。 なお、保安距離(設備距離)その他高圧ガスの貯蔵に関する技術的基準については、経済産業大臣が危険のおそれがないと認められた場合に限り、経済産業大臣がその程度に応じて認めたものによるものとするのが可能である。	5001	5001010	㈱コーアツ	1	消火設備内の高圧ガスに対する貯蔵規制の適用除外		オゾン層の破壊、地球温暖化等の環境問題から従来の消火剤(ハロン)に代わり、環境にやさしい消火剤として不活性ガス(窒素、アルゴン)を使用する消火設備が平成13年1月に法制化され急速に設置件数を増加させているが、当該消火剤は従来の消火剤と比較して必要量が大きくかつ圧縮ガスであるために設置量が高圧ガス保安法の貯蔵の規制に簡単にかかってしまう。このための都道府県への申請業務、製品検査、完成検査等のコスト負担が多くなってきている。 (要望内容)消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスについては高圧ガス保安法の高圧ガスの貯蔵から適用除外としてもらいたい。	経済産業省	
z1100180	電気主任技術者選任規制の緩和	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b		工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっているが、設置者との資本又は役員関係が密接な関連会社の従業員が常駐している場合においては、設置者の従業員とみなして選任することができることとしている。 要望のあったビル管理会社が委託元会社の連結子会社であり、その従業員が同じ事業所に常駐している場合については、適切な保安管理体制が構築され、保安上支障が生じないこととなっているかどうかについて慎重に検討し、選任が可能であるかどうかについて判断してまいりたい。(平成15年度中に検討)		b		要望のあった委託元会社の連結子会社については、適切な保安管理体制が構築され保安上問題が生じないために必要となる条件等について、公共の安全の確保の観点から検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。 なお、電気主任技術者の選任に当たっては、的確な保安の監督を行うため、選任された職員は事業場に常時勤務していることが必要であるが、外部委託先の職員は、一般的には事業場に常時勤務していないことから、当該職員を選任することは出来ないが、常駐の場合については、連結子会社の検討と併せて必要な条件等を検討する。	回答では、要望内容の委託元会社の連結子会社について15年度中に検討とされているが、当該措置の実施時期について、平成16年度までに実施することについて改めて検討されたい。さらに、要望内容を一歩進め、連結子会社に限らず広く一般的に外部委託先の職員を電気主任技術者として選任することを改めて検討されたい。	a		電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件について、16年度までに明確化することについての見解を示されたい。	5009	5009020	ソニー(株)	2	電気主任技術者選任規制の緩和		工場(産業用)に係わる電気主任技術者について、有資格者であれば、業務用電力契約の主任技術者と同じく、契約電力数を問わず、ビル管理会社の職員への委託を認めていただきたい。特に、ビル管理会社が委託元会社の連結子会社であり、同じ事業所に常駐している時には、当該ビル管理会社(連結子会社)の職員を電気主任技術者として選任することを認めていただきたい。	経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認 (様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			4 (要望事項欄)				
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各道府県に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号
z1100190	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	電気事業法第43条	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は、設置者の従業員とみなして選任することができることとしている。要望のあったファシリティ業務委託会社が、機能分社化後の会社であり、その従業員が当該事業所に専属で常勤・従事する場合については、適切な安全管理体制が構築され、保安上支障が生じないこととなっているかどうかについて慎重に検討し、選任が可能であるかどうかについて判断してまいりたい。(平成15年度中に検討)		回答では、15年度中に検討とされているが、当該措置の実施時期について、平成16年度までに実施することについて改めて検討されたい。さらに、要望内容を一歩進め、機能分社化後の会社に外部委託先の職員を電気主任技術者等に選任することを認めることについて改めて検討されたい。	b	要望のあった委託元会社の機能分社化後の会社については、適切な安全管理体制が構築され保安上問題が生じないために必要となる条件等について、公共の安全の確保の観点から検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に実施することとする。 なお、電気主任技術者の選任に当たっては、的確な保安の監督を行うため、選任された職員は事業場に常時勤務していることが必要であるが、外部委託先の職員は、一般的には事業場に常時勤務していないことから、当該職員を選任することは出来ないが、常駐の場合については、機能分社化後の会社の検討と併せて必要な条件等を検討する。	電気主任技術者を当該事業所の従業員以外の者から選任することができる場合の要件について、16年度までに明確化することについての見解を示されたい。	a	電気主任技術者を当該事業所の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を明確化する。(平成16年度中)	5009	5009030	ソニー(株)	3	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	ファシリティ管理者の選任は、事業主と雇用関係にある者という限定解釈でなく、事業主とファシリティ業務委託会社(含む機能分社)の間で、管理者の選任、責任・権限を明示した業務委託契約を締結、受託会社が資格等を有する社員を指名し、該当事業所に専属で常駐・従事させること - を条件に、ファシリティ業務委託会社の社員を、当該会社のファシリティ業務管理者に選任できるようにしていただきたい。また、当該会社から機能分社したファシリティ業務委託会社が、当該会社の労災処理を業として請け負う場合、当該事業所に専属で常駐する受託会社の社員がいることを条件に、社会保険労務士を置くことを不要としていただきたい。	経済産業省 厚生労働省 環境省 警察庁 国土交通省		
		エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条第1項及び第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)	・省エネ法第7条第1項の規定に基づき、第一種特定事業者(第一種指定事業者を除く。)は、第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従って、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。 ・省エネ法第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、第一種指定事業者及び第二種指定事業者は、エネルギー管理指定工場ごとに、エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者、または、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。	b	気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえ、エネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるかを検討し、当該検討の中で、エネルギー管理者(員)の外部委託の考え方についても平成15年度中に検討し、結論を得る		回答では、15年度中に検討、結論とされているが、当該措置の実施時期について、平成16年度までに実施することについて改めて検討されたい。さらに、要望内容を一歩進め、機能分社化後の会社に外部委託先の職員をエネルギー管理者(員)の外部委託の考え方について精査し、気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を勘案しつつ、平成15年度中にエネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるかを検討することとしている。	b	機能分社化後の会社に限らず広く一般的に外部委託先の職員をエネルギー管理者(員)に選任することを認めるかどうかを、エネルギー管理者(員)の外部委託の考え方について精査し、気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を勘案しつつ、平成15年度中にエネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるかを検討することとしている。	エネルギー管理者等を当該工場の職員以外の者から選任することができる場合の要件について、16年度までに明確化することについての見解を示されたい。	a	エネルギー管理者及びエネルギー管理員を当該工場の職員以外の者(工場における燃料等や電気を使用する設備の維持、燃料等や電気の使用の方法の改善及び監視に関する業務の委託先企業の職員など)から選任する場合の要件を明確化する。(平成16年度中)									
z1100220	工場立地法の生産施設面積、緑地率の緩和	工場立地法第4条第1項第1号工場立地に関する準則第1条、第2条	生産施設の敷地面積に対する割合は、業種の区分に応じたい割合以下とする。 第1種 百分の十 第2種 百分の十五 第3種 百分の二十 第4種 百分の三十 第5種 百分の四十 緑地(以下「緑地」という。)の面積の敷地面積に対する割合は、百分の二十以上の割合とする	b	提案された内容を踏まえ、より地域の実情に応じた設定が可能となるよう、平成15年度のできるだけ早い時期に、準則第一条(敷地面積に対する生産施設面積の割合)、準則第二条(敷地面積に対する緑地面積の割合)及び同第三条(敷地面積に対する環境施設面積の割合)並びに施行規則第三条(緑地の定義)及び同第四条(緑地以外の環境施設の定義)について全国的に見直す		回答では、より地域の実情に応じた設定が可能となるよう15年度のできるだけ早い時期に見直すこととされているが、要望内容は緑地率の低下を求めているものであるが、この方向で規制を見直すのかについて明らかにするとともに、当該措置の実施時期について、平成16年度までに実施されることについて改めて検討されたい。	b	地域準則を制定している自治体の状況を把握し、工場立地に関する準則第2条(敷地面積に占める緑地面積の割合)同3条(敷地面積に対する環境施設面積の割合)及び緑地面積率等に関する区域区分毎の基準(地域準則)並びに施行規則第3条(緑地の定義)及び同第4条(緑地以外の環境施設の定義)について検討し、その結論を踏まえて、平成15年度中に全国対応することとしている。	規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日閣議決定)における措置内容の深掘り・明確化について検討されたい。	b	工場立地法上の緑地及び緑地以外の環境施設の定義の拡大、敷地面積に占める緑地面積の割合及び環境施設面積の割合について、地域の実情を踏まえた対応を検討するとともに、敷地面積に対する生産施設面積の割合については、環境への負荷に配慮しながら業種の区分の見直し等を検討し、所要の措置を行う(15年度中のできるだけ早い時期)	5014	5014060	(社)関西経済連合会	6	工場立地法の生産施設面積、緑地率の緩和	住宅地域、商業地域から離れた工場や工業専用地域内の工場にあっては左記規制を緩和する。	経済産業省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		4 (要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市県に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等					
z1100240	リース事業者設置の自家用電気工作物における、設置者の扱いの弾力運用	電気事業法第43	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	c	-	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)は、自らが使用する電気に起因する災害及び障害の防止のため、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる電気主任技術者を選任しなければならないこととなっている。 設置者が事業用電気工作物の一部又は全部を自らの財産として設置するからリース等によって他者からの借り受けによって設置するに当たっては設置者の判断であるが、いずれの形態で設置した場合であっても、電気事業法においては、自己責任、自主保安の観点から当該電気工作物の安全確保は設置者自らに課されている。 仮に、リース会社が設置者となると当該電気工作物の日常的な保安管理に一義的に責任を有する者が不在ということになるため、自己責任と自主保安の観点から不適切である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、設置者に一義的な保安責任を課しつつも、電気主任技術者を雇用することが困難な事業者に対応し、電気主任技術者の外部委託を認める制度が設けられている。本件要望については、一定の要件を満たせば、当該制度の利用が考えられる。 (来年1月1日からは、一定の要件を満たす法人が一定の条件下で外部委託先となることとなることとなっている。)	回答では、電気事業法における自己責任、自主保安の観点から当該電気工作物の安全確保は設置者自らに課されていること、外部委託制度の存在を根拠に対応不可とされているが、事業者側の投資抑制並びに管理の合理化等の観点からは速やかに実施すべき事項と考えられる。「設置者」の定義を使用者もしくは所有者を含む弾力的運用としたとしても、電気工作物の保安責任体制の明確化により立法趣旨は果たすことができるため、要望内容は実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	-	電気事業法では、自らの事業活動に伴って使用する電気の安全確保については、当該事業用電気工作物の設置者自らが責任を有するべきものとされている。これは自己責任原則の立法趣旨に則り保安責任の明確化が図られているものである。 一般的にリース業者は単に設備を貸し出す者であって、これを借り受け設置する者が保安責任を有すると考えられるが、リース業者が自ら電気工作物の設置者となり、日常的な保安管理に責任を有する者が不在とならないような体制が構築される場合等、公共の安全の確保の観点から必要となる要件について検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。	リース事業者から電気工作物をリースする場合において、電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を、16年度までに明確化することについての見解を示されたい。	a	-	電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を明確化する。(平成16年度中)	5040	5040010	株)シーテック	1	リース事業者設置の自家用電気工作物における、設置者の扱いの弾力運用							自家用電気工作物の保安管理責任は、現規則では設備の設置者すなわち事業者(使用者)となっている。しかし、高圧受電設備等におけるリース事業者の参入の場合、「設置者」がリース事業者となる。このため、保安管理責任者配置における設備の「設置者」に限定した規制を、リース事業において対応できるよう保安責任の明確化を前提として、設置者(使用者)もしくは所有者のいずれも可とする規制の緩和をお願いしたい。	経済産業省
z1100250	特別高圧自家用電気工作物の保安管理のうち、第2種電気主任技術者を「選任」から「非選任」への規制緩和	電気事業法第43条、電気事業法施行規則第52条第2項	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならないが、電気主任技術者を選任することが困難な設置者に配慮し、7000ボルト以下で受電する事業場については、保安の監督に係る業務を常駐する電気主任技術者に行わせるのではなく、外部の非常勤者に委託することができる(不選任承認制度)。 一方、特別高圧(構内17万ボルト未満、構外10万ボルト未満)で受電する電気工作物については、電力会社の1次変電所、地域供給送電線、配電用変電所等に接続されており、当該電気工作物の事故等によって広い範囲において停電が生ずる恐れが大きい。当該事業場において常勤の電気主任技術者を選任し、常時その保安の監督を行わせることとしているものである。 (以下「その他」欄に続く)	c	-	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は常勤の電気主任技術者を選任しなければならないこととなっているが、電気主任技術者を選任することが困難な設置者に配慮し、7000ボルト以下で受電する事業場については、保安の監督に係る業務を常駐する電気主任技術者に行わせるのではなく、外部の非常勤者に委託することができる(不選任承認制度)。 したがって、受電電圧が7000ボルトを超える事業場の保安管理を非常勤の外部の電気主任技術者に委託することは保安の観点から不適切であり、同制度の対象とすることはできない。	(「措置の概要」欄より続く) したがって、受電電圧が7000ボルトを超える事業場の保安管理を非常勤の外部の電気主任技術者に委託することは保安の観点から不適切であり、同制度の対象とすることはできない。	回答では、外部委託制度(電気主任技術者の不選任承認制度)の存在、特別高圧で受電する電気工作物の事故発生による影響の大きさを根拠に対応不可とされているが、事業者側の投資抑制並びに管理の合理化等の観点からは速やかに実施すべき事項と考えられる。この点を踏まえ、外部委託、人材派遣の活用により対応するとしても、電気工作物の保安責任体制の明確化により立法趣旨は果たすことができるため、要望内容は実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	-	要望の趣旨は、特別高圧(構内17万ボルト未満、構外10万ボルト未満)についても高圧(7000ボルト以下)と同様に不選任承認制度を適用して欲しいということであるが、特別高圧で受電する電気工作物は、その事故発生による影響の大きさから常時その保安監督を行うことが公共の安全確保の観点から不可欠である。よって、特別高圧について電気主任技術者が常勤しない形態である不選任承認制度を適用することはできないが、人材派遣の活用については保安上支障が生じないために必要となる条件等について、公共の安全の確保の観点から検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。	特別高圧自家用電気工作物の保安管理の場合において、電気主任技術者を当該事業者の従業員以外から選任することができる場合の要件を、16年度までに明確化することについての見解を示されたい。	a	-	特別高圧(構内17万ボルト未満、構外10万ボルト未満)で受電する電気工作物の保安監督を行う電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を明確化する。(平成16年度中)	5040	5040020	株)シーテック	2	特別高圧自家用電気工作物の保安管理のうち、第2種電気主任技術者を「選任」から「非選任」への規制緩和					特別高圧(構内17万V、その他10万V未満)で受電する工場等の設置者は、設備の保安管理のため第2種電気主任技術者の専任配置が規定されている。しかし、一律的な規定は業務合理化、要員効率化の観点から弊害がある。このため、保安業務の外部委託化、人材派遣等の合理化が図られるよう専任規制を撤廃し、特別高圧(構内17万V、その他10万V未満)で受電する場合も高圧の場合と同様、「非選任」の扱いができるよう規制緩和をお願いしたい。	経済産業省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		4 (要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1100260	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加	電気事業法第43	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならない。	b	工場、ビル等の事業用電気工作物を設置する者は、資格を有する者が単に電気工作物の巡視、点検等を行うだけでなく、電気主任技術者による保安に関する指揮命令系統等が担保されるという適切な保安管理体制が構築されている必要があり、要望のあった「人材派遣」に関しては、派遣される者の勤務形態等について、適切な保安管理体制が構築され保安上支障が生じないこととなっているかどうかについて慎重に検討し、選任が可能かどうかについて判断してまいりたい。(平成15年度中に検討)			回答では、平成15年度中に検討とされているが、平成16年度までに実施することについて改めて検討されたい。	b		「人材派遣」によって派遣された者を電気主任技術者として選任するに当たり、保安上支障が生じないために必要となる条件等について、公共の安全の確保の観点から検討を行い、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。	人材派遣を活用する場合において、電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を、16年度までに明確化することについての見解を示されたい。	a		電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を明確化する。(平成16年度中)	5040	5040030	(株)シーテック	3	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加		特別高圧(構内17万V、その他10万V未満)で受電する工場等の受変電設備「設置者」は、設備の保安管理のため第2種電気主任技術者の選任が規定されている。この業務に対して、『人材派遣』が可能な、規制緩和をお願いしたい。	厚生労働省 経済産業省
z1100290	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条、第9条	申請者等は、許可等の申請書又は各種届出書を主務大臣に提出しなければならない。	b	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の一本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないよう考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。			回答によれば「15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る」とあるが、実施される内容についてより具体的に示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	a		商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。 電子媒体による許認可の申請等については、平成16年度末を目途として、現在その体制整備が進められているところであり、申請窓口が一本化される予定である。	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化について検討し、結論を得て、平成15年度もしくは16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a		電子媒体による許認可の申請等については、平成15年度末を目途として、申請窓口を一本化するべく、その体制を整備する。(平成15年度中『電子媒体による許認可の申請のみ』)	5063	5063020	(社)日本商品投資販売業協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化		主務官庁の窓口一元化	金融庁 農林水産省 経済産業省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認 (様式 1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)				4 (要望事項欄)				
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号
21100300	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用者に係る官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条	商品投資販売業者の許可申請を行う際に、役員又は重要な使用者が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書を「許可申請書」に添付しなければならない。	c		欠格要件に関する官公署の証明書添付については、添付を省略した場合の代替案として、商業登記簿謄(抄)本のみによる確認方法や、欠格条項すべてに該当しない旨の誓約書のみによる確認方法を検討したものの、については商業登記法における役員登記の際に審査を行う規定がないこと及びファンド法で添付の対象となっている重要な使用者に関しては商号登記簿謄(抄)本では重要な使用者に関する記載がないため、欠格要件の確認資料となりえない。次に、現行法上で誓約書を求めているのは申請者自身が証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものではないことから、撤廃は困難である。		c	欠格要件に関する官公署の証明書添付については、添付を省略した場合の代替案として、商業登記簿謄(抄)本のみによる確認方法や、欠格条項すべてに該当しない旨の誓約書のみによる確認方法を検討したものの、については商業登記法における役員登記の際に審査を行う規定がないこと及びファンド法で添付の対象となっている重要な使用者に関しては商号登記簿謄(抄)本では重要な使用者に関する記載がないため、欠格要件の確認資料となりえない。次に、現行法上で誓約書を求めているのは、申請者自身が証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものではないことから、撤廃は困難である。	再回答においては、「誓約書のみではその真実性が担保できないことから撤廃は困難である」とされている一方で、「現行法上で誓約書のみを求めているのは、申請者自身が証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものであり、本来は証明書を添付すべきものであることについて、要望の趣旨を踏まえて、次の観点から見解を示された。」「法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格事項に該当しない」旨について、公的証明書を提出させることにより、確実に確認することができ、行政当局として必要不可欠と考えている。」「もしそうであるとするならば、「申請者の申告(誓約書)を信用し、実質的な審査を行わずにそのまま処理」をしているものと解される外国人の場合には、当然に、「事後的な資料の報告徴収命令又は検査」を実施すべきものと思料するが、かかる対応を実施しているのか。」「仮に、現状において、事後的な対応を実施していないとすれば、その理由および今後の対応策について、「邦人・外国人間の取扱いのイコールフットリング」の観点も踏まえ、明確かつ具体的に示してもらいたい。	5063	5063030	(社)日本商品投資販売業協会 <公開>	3		商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用者に係る官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	金融庁 農林水産省 経済産業省				
21100310	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条、第17条	商品投資販売業者は、追加型商品ファンドを購入した顧客が更に同一ファンドを再購入する場合であっても、法定上その都度、「契約成立前交付書面」を交付することになっている。	b		商品ファンド法において、契約締結前と契約成立時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得る事が必要であり、後日当事者間において契約を巡るトラブルが生じることを防止することで、投資家保護を図る趣旨によるものである。この趣旨に照らせば、追加型商品ファンドを同一投資家が再購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型商品の再購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて検討しており、15年度中に結論を得る。		b	商品ファンド法において、契約締結前と契約成立時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得る事が必要であり、後日当事者間において契約を巡るトラブルが生じることを防止することで、投資家保護を図る趣旨によるものである。この趣旨に照らせば、追加型商品ファンドを同一投資家が追加購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型商品の追加購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて検討しており、仮に実施するならば、投資家の意思確認の方法や投資家にとって分かりやすい書面となるよう配慮し、15年度中に結論を得る。	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化について、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示された。	5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4		追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	金融庁 農林水産省 経済産業省				
21100400	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第1項6号の2、第6条の2第1項第2号口	商品投資販売業者の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品投資販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者を有するか否かの判断基準となっている。	b		映画等の制作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う。		b	映画等の制作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う。	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和について、検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示された。	5100	5100130	東京都	13		商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	金融庁 農林水産省 経済産業省				

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の最終確認(様式1)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	(再回答欄)				(再回答欄)				(当室記入欄)		(最終回答欄)				4 (要望事項欄)						
				措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
z1100440	エネルギー管理者の外部委託	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条第1項及び第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)	・省エネ法第7条第1項の規定に基づき、第一種特定事業者(第一種指定事業者を除く。)は、第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従って、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。 ・省エネ法第10条の2第1項(法第12条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、第一種指定事業者及び第二種指定事業者は、エネルギー管理指定工場ごとに、エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者、または、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。	b		気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえて、エネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるかを検討し、当該検討の中で、エネルギー管理者(員)の外部委託の考え方についても平成15年度中に検討し、結論を得る。		回答では、平成15年度中に検討し、結論を得るとされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。また、上記を踏まえ、平成16年度までに実施することについて改めて検討されたい。	b		機能分社化後の会社に限らず広く一般的に外部委託先の職員をエネルギー管理者(員)に選任することを認めるかどうかをはじめ、エネルギー管理者(員)の外部委託の考え方について精査し、気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえて、平成15年度中にエネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるかを検討することとしている。			a		エネルギー管理者等を当該工場の職員以外の者から選任することができる場合の要件について、16年度までに明確化することについての見解を示されたい。	5102	5102590	(社)日本経済団体連合会	59	エネルギー管理者の外部委託		エネルギー管理者(員)は、有資格者であれば、自社の従業員だけでなく、ビル管理会社への委託や、連結子会社に出向し同じ事業所内に常駐する従業員の選任も可能とすべきである。	経済産業省
z1100460	第一種電気工事士の定期講習義務付けの廃止	電気工事士法第4条の3	電気工事士法に基づく第一種電気工事士は、やむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年以内毎に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。	c	-	第一種電気工事士が扱うことのできる電気工作物は、多様な電気設備で構成されており、構造的にも複雑であるだけでなく、事故の際、広範囲に停電を引き起こす恐れがあるため、第一種電気工事士は常に技術の進歩に合わせて電気工事及び保安に関する知識、関係法令等に関する知識を更新していくことが、保安の確保を期す上で必要不可欠である。仮に、第一種電気工事士が日々の業務で技術革新に対応しているとしても、必ずしも全ての第一種電気工事士が技術革新等に対応しているとは言い難いことから、法定による統一的な定期講習の実施は必要不可欠であり、定期講習の義務付けを廃止することはできない。		第一種電気工事士の技術革新への対応状況や最近の技術動向等を踏まえ、5年以内に1回という講習受講頻度の見直し、講習内容等の見直しによる負担軽減について改めて検討され、示されたい。また、上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め、具体的に示されたい。	b		第一種電気工事士は第二種電気工事士とは異なり、多様な電気設備で構成される自家用電気工作物の工事に携わっていることから、十分な知識を有し保安の確保を図る能力を有している必要がある。第一種電気工事士は全国で約50万人、また、電気事業者は約11万社存在し、経営形態も様々であることから、必ずしも全ての第一種電気工事士が技術革新等に対し、自ら適切に研修等を行う体制にあるとは言い難い。加えて最近の技術動向も急速に変化していることを踏まえれば、5年以内に1回という受講頻度は必ずしも大きくなく、頻度を小さくすることは適切でない。一方、講習内容等の見直しについては、技術革新や最近の技術動向に即応した内容とするとも、受講者の負担軽減を勘案したもとなるよう検討し、その結論を踏まえて、平成16年度中に対応することとする。			a		受講者等の負担軽減という観点から講習内容に加え講習方法についての見直しを行うことについての見解を示されたい。	5102	5102700	(社)日本経済団体連合会	70	第一種電気工事士の定期講習義務付けの廃止		第一種電気工事士の定期講習義務付けを廃止すべきである。	経済産業省